

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(通勤手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して<u>35,000円</u>の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第40条の2 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>20,200円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して<u>37,800円</u>の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第40条の2 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>15,900円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 [略]</p>
2	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るも</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るも</p>

のにあつては採用の日から35年以内、第3号及び第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの
月額306,900円

(2) [略]

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額
10,000円

(4) [略]

2・3 [略]

のにあつては採用の日から35年以内、第3号及び第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの
月額410,900円

(2) [略]

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額
20,000円

(4) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。